

第二神殿時代ユダヤ教の他者受容の基盤としての「創造」※

大 澤 香

“Creation” as the Foundation for Acceptance of Others in the Second Temple Judaism

OZAWA Kaori

神戸女学院大学 文学部 総合文化学科 准教授
連絡先：大澤 香 ozawa@mail.kobe-c.ac.jp

※本研究は、JSPS 科研費 JP19K12963の助成を受けたものである。
本稿における聖書のテキスト名の略記及び訳は、『聖書 聖書協会共同訳』（2018年）を参照している。

要 旨

ヘブライ語聖書および第二神殿時代ユダヤ教文書において確認される人間と自然界との対比的描写の背後には、知覚可能な現象を通して自然本性（φύσις）を探究する視点との類似点が見られる。知恵の伝統における「神をおそれる」の概念や古代イスラエルにおける「道徳的穢れ」概念は、異邦人をも対象とする普遍的概念である。そこには、宇宙的・普遍的秩序と社会的・道徳的秩序を重ねる認識との共通性を指摘することができる。ただし古代イスラエルにおいて、その普遍性の認識は、「唯一神」「創造神」である神認識のもとで、全被造物の背後にある秩序に神の統治を重ねる視点となっている。この視点のもと、第二神殿時代ユダヤ文学は、自然法議論との対話において、神の創造による自然界／被造世界の秩序が、神の律法にそっているとの認識を展開している。この認識は、後に第二神殿時代ユダヤ教から分岐して成立したキリスト教においても、異邦人受容の基盤となった可能性がある。

キーワード：創造、異邦人、第二神殿時代ユダヤ教、自然法

Abstract

Underlying the depictions which contrast human beings and nature in Hebrew Scripture and Second Temple Jewish literature, we can see a viewpoint similar to that of seeking nature (φύσις) through perceptible phenomena. The concept of the “Fear of God” in the wisdom tradition and the concept of “moral impurity” in ancient Israel are principles which have a universal perspective targeting gentiles also. Here we see a similarity with the viewpoint which connects universal order with social-moral order. In ancient Israel, however, this idea of universality is the principle that connects God’s sovereignty with the order underlying all creation under the concept of “the only God” and “the Creator God.” Following this conception Second Temple Jewish literature developed the idea that the ordering of creation (i. e. creatures) by God is according to God’s law. And this idea, it could be argued, later became the foundation for acceptance of gentiles in early Christianity as it diverged from the second temple Judaism.

Keywords: Creation, Gentile, Second Temple Judaism, Natural Law

1. はじめに

天よ、聞け。地よ、耳を傾けよ。

主が語られる。

私は子どもたちを育て上げ、大きくした。

しかし、彼らは私に背いた。

牛は飼い主を知っており

ろばは主人の飼い葉桶を知っている。

しかし、イスラエルは知らない。

私の民は理解していない。

(イザヤ書 1 章 2-3 節)

このイザヤ書冒頭の言葉に続き、預言者イザヤはイスラエルの罪への告発を語る。正義の伴わない形だけの祭儀を批判し¹⁾、社会的弱者のために善を行えと預言者は述べる²⁾。上述の箇所は、道徳的悪を行うイスラエルを「神を知らない民」として、飼い主を知っている「牛」や主人の飼い葉桶を知っている「ろば」と対比している。このように、イスラエルの民と自然界、あるいは人間と自然界を対比的に語る箇所は、ヘブライ語聖書および第二神殿時代ユダヤ教文書において数多く指摘することができるが、このような描写の背後に、いわゆる自然法的思考との関連が指摘される³⁾。人類史においてこの視点が影響を及ぼす範囲は、古代から近現代⁴⁾に至るまで気が遠くなるほどに広い。

筆者はこれまで、初期キリスト教のアイデンティティ形成の内的構造を明らかにすることを目指し、古代イスラエルの「穢れ」概念の変遷に着目した一連の研究に取り組んできた。特に「捕囚」という古代イスラエルのアイデンティティ形成に決定的に重要な意味を持つ出来事に

1) イザ 1:13-15等。

2) イザ 1:17等。

3) Bockmuehl, "Natural Law," 22-23.

4) 1934年の K. バルトと E. プルンナーの「自然神学」論争で、「新しい自然神学」の探求を目指すプルンナーに、バルトは「自然神学」を完全に否定する「否 (Nein)」で応じた (Brunner and Barth, *Natural Theology*)。バルトの否定の背後にナチズムへの反対があったことは明らかであるが (Barr, *Biblical Faith*, 10-11)、J. Barr によると、この論争はその後のプロテスタント神学界、とりわけ聖書学界に多大な影響を与えた (Barr, *Biblical Faith*, 16-18)。

18世紀の神学者たちによって提唱されたとされるいわゆる「自然神学」は、啓示宗教に基づく秘儀や聖職者の職能に代わるものとして合理的宗教を見出し、「神および神と世界 (universe) との関係を、キリストや聖書における神の自己啓示としての特別な啓示なしに、合理的省察によって理解しようとする試み」と言われる (C. Brown, "Natural Theology," *New Dictionary of Theology*, 452)。

しかし A. E. マクグラスは、「自然神学の定義が啓蒙主義の方針に従うという目的で、一八世紀に変更された」と指摘し、キリスト教神学の省察の長い歴史が、「自然神学」のアプローチがもつ豊かな多様性を証言しており、「啓蒙主義が台頭する前までは、どれが支配的であるかということとはなかった」と述べる (マクグラス 『「自然」を神学する』 19-22頁)。

ついて、「穢れ」に関するメタファーを介した展開的解釈があった可能性を指摘し⁵⁾、さらに、捕囚後のイスラエルが「聖なる民」としてのアイデンティティを形成していく経路を跡付けた⁶⁾。

特にそれは、ヘブライ語聖書および第二神殿時代ユダヤ教文書において確認される神の命令に従順な自然界と不従順な人間との対比的描写の分析を通してなされ、神の命令に従順な自然界に対応する選ばれた民との位置づけが、「聖なる民」としてのイスラエルのアイデンティティの根拠となっている可能性を見た。さらに死海文書のセクト的テキストに見られる「選ばれた義人」の言説からは、「聖なる民」の指示対象が民族としてのイスラエルからセクトメンバーへと移行していることが窺われる⁷⁾。このセクト的価値観と図式を初期キリスト教も取り入れたとの指摘が既に複数なされている⁸⁾。

キリスト教が第二神殿時代ユダヤ教から分岐した際の指標の一つは、キリスト教が異邦人にも開かれた普遍宗教の道を選んでいったことにある。古代イスラエルおよび第二神殿時代ユダヤ教において「穢れ」と結びついていた異邦人を受容したキリスト教が、自らの共同体に「聖なる民」の概念を踏襲したとの指摘については、キリスト教における他者受容の内的構造の視点から、さらに詳細な考察が必要であると考えられる。そして、この内的構造を考察するにあたり、自然界についての認識の分析が有益な手がかりとなると思われる。

2. 「自然」へのまなざし

まず、これまでの研究でも取り上げた箇所から考察を始めたい⁹⁾。神の命令に従順な自然界と不従順な人間との対比的描写の聖書テキストの例として、エレミヤ書5章20-29節のテキストが挙げられる。

あなたがたは私を畏れもせず
私の前におののきもしないのか——主の仰せ。
私は砂を境として海に置いた。
越えられない永遠の定め（חֶקֶעוֹלָם）として。
海の波が荒れ狂っても、勝つことはなく
とどろいても、それを越えることはない。
しかし、この民はかたくなで反逆の心を持ち
脇にそれて、行ってしまった。 (エレミヤ書5章22-23節)

5) 大澤「捕囚と穢れ」参照。

6) 大澤「地（אָרֶץ）」参照。

7) 大澤「地（אָרֶץ）」15-16頁参照。

8) 上村『宗教の倒錯』225-226頁；Hayes, *Gentile Impurities*, 68-103参照。またユスティヌスは、キリスト教徒を「聖なる種」と呼んでいる（H. S. Holland, “Justinus (2) Martyr,” *Early Christian Biography*, 617-635）。ガラ2:15も参照。

9) このテキストについては、G. W. E. Nickelsburg が言及している（Nickelsburg, *1 Enoch 1*, 153. 大澤「地（אָרֶץ）」11頁参照）。

このテキストは、神の置いた定めを守り、海岸線を越えることのない海の姿を、主に背くイスラエルの民と対比的に語っている。続く部分では、民の「悪事」として、「孤児のための裁きを成し遂げず／貧しい人々の訴えも取り上げない」（28節）という、社会的弱者に対する道徳的不正義が糾弾される。この箇所と先に挙げたイザヤ書1章の描写は、完全に同質ではないが、いくつかの共通点を指摘できる。その一つに、人間の経験によって知覚される自然界の姿を通して、その背後にある秩序を看取り、その秩序に沿う自然界と、神に背き不正義を行う民とを対比している視点がある。このような視点は、第二神殿時代以降さらに発展したことが窺われ¹⁰⁾、ヘレニズム時代にはストア哲学の自然法理論との対話を通して展開され¹¹⁾、初期キリスト教の異邦人理解においても重大な影響を与えたことが考えられる。後代の展開に目を向ける前に、まずは、この視点のより古い現れについて考察する。

2.1 ギリシア「初期自然学」

先のイザヤ書およびエレミヤ書の箇所では、秩序に基づく自然界の姿と対比されつつ、民の道徳的不正義が糾弾されていた。預言書の中には、このように自然界の秩序に重ねながら道徳的糾弾が行われる箇所を複数指摘することができる¹²⁾。しかし宇宙的秩序と道徳的秩序を重ねる視点は、古代イスラエル預言者に限定されるものではない。

前7-6世紀にミレトスを中心とする地方に誕生したギリシア哲学最初期の「初期自然学」において、万物の自然本性（φύσις）が探究された¹³⁾。初期自然学の特徴は、「世界のうちにあるさまざまな存在事物（＝多）がすべてそこから由来する同一な原理（＝一）を、事物の自然本性であるとし、これによって世界一切の存在事物を説明しようとした」点にあると言われる¹⁴⁾。そして、この自然本性の探究は、「すべての存在事物の存在を人間にとって疑いえない知覚にあらわな現象として捉え」る視点に基づくものであり、「ギリシア科学をつくりギリシア哲学を生み出す現実存在へと向かう目と姿勢」との関連が指摘される¹⁵⁾。

10) 第1エノク書2-5章、101章、シラ書16章24-30節、「ナフタリの遺訓」3:2-4:1、1Q34bis 断片三第ii欄、「ソロモンの詩篇」18:10-12、申命記スイフレイ32（par. 306）、クレメンスの手紙一19-20章等（Nickelsburg, *1 Enoch 1*, 152-155. 大澤「地（γῆ）」11-14頁参照）。

11) ストア派のモットーは「自然と合致して生きること」であった。「自然は神であり、人間は自然により生まれ育まれたものとして、運命により与えられるがままのものを甘受して生き、かつ死んでゆくことに徳の完成がある」（加藤『哲学史』250頁）。

12) 「馬が岩の上を駆けるだろうか／牛で海を耕すだろうか。／あなたがたは公正を毒草に／正義の実を苦よもぎに変えた」（アモ6:12）、「…電は偽りという逃れ場を一掃し／水は隠れ場を押し流す」（イザ28:17）、「天よ、上から水を滴らせよ。／雲よ、義を降らせよ。／地よ、開いて、救いを実らせよ。／正義を共に芽生えさせよ…」（イザ45:8）等。M. Bockmuehl は、「我々が自然法則の聖書的概念に最も接近し得るのは、預言書においてかもしれない」と述べ、預言者の道徳的指示がしばしばモーセ律法以外の権威に訴える傾向があると指摘する（Bockmuehl, “Natural Law,” 22-23参照）。「律法」と「預言書」の緊張関係については、樋口『預言者』247-270頁を参照。

13) 「世界秩序」についてのギリシア的観念の原形態が、ホメロスにも見られると指摘される（加藤『哲学史』25-27頁）。

14) 加藤『哲学史』31頁。

15) 加藤『哲学史』31頁。「存在事物がそのもの自体として備えている、自然本性が何であるかの探究として、ギリシア科学は始まった」（加藤『哲学史』34頁）。

「自然／自然本性」などに訳されるギリシア語の φύσις¹⁶⁾ について、G. Naddaf は φύσις の原初の意味を、「あるものの誕生から成熟へと続く成長の全過程」を指し、初期自然学者の用例から、「あるものの本質的特性を意味するのみでなく、いかにしてそれが生じ、発展し、そしてその本性 (nature) を継続して規定するかということをも意味する」¹⁷⁾ と指摘する。Naddaf は、最初期の哲学者たちにとって φύσις とは、総体としての世界 (universe) の起源と成長を意味し、この総体の一部であるところの人類および社会の起源と成長の説明も必然的にそれに続く、と述べる¹⁸⁾。初期自然学における φύσις の探究が、知覚可能な現象の観察に基づき、かつその探究が人間の文化や社会に関する事柄をも含んでいる点には、先に見た預言者たちの視点との共通性を見るかもしれない¹⁹⁾。

2.2 自然法的視点と道徳律

「自然法 (Natural Law)」²⁰⁾ については、理性によって認識可能な普遍的拘束力のある諸法則で、いかなる啓示とも無関係に認められるがゆえに、多元化社会の政策において協働の基礎をなし得るといった説明²¹⁾ がなされる。また自然法の伝統が、道徳を、物事の本質 (natures) とそれら本質の目的に結びつけると言われる²²⁾。自然秩序を道徳律と重ねる視点は、先に見た、人間の文化的・社会的な事柄をも含む φύσις の探究を目指した初期自然学者の視点にも確認できるだろう²³⁾。そしてこの視点は、既に見たように古代イスラエルの預言者の言葉にしばしば確認されるものでもあった。

そしてこのような宇宙的・普遍的秩序と道徳律とを関連付ける視点は、古代オリエントおよび古代イスラエルの知恵の伝統において「神をおそれる」という言葉が担ってきた意味領域とも接続するものであると考えられる。「神をおそれる」の元来の概念は、すべての人間の隠れた行いや考えが、神の全知の前に露わにされているとの認識に基づくと言われ²⁴⁾、一般的道

16) 古代ギリシアでこの言葉は「おのずから成る自律的なもの」を意味し、それゆえに φύσις は「全体として何らかめ閉じられ完結したもの、一定の調和と秩序を有するもの κόσμος として捉えられていた」と言われる (谷「東方教父」3頁)。

17) Naddaf, *Greek Concept*, 3 (cf. 11-35).

18) Naddaf, *Greek Concept*, 1.

19) ただしここで、直接の影響関係を想定しているわけではない。

20) 中埜肇は、「社会の掟」を意味する「自然法」と「自然の掟」を意味する「自然法則」が英語でどちらも natural law と表されることについて、「社会の掟」をなぜ「自然の法」と呼ぶのかとの疑問を取り上げる (傍点原著)。そして「古代ギリシアの自然哲学者からストアの思想家に至る……普遍主義の考え方では、人間も宇宙も、社会も自然も一つの共通した掟によって支配され統括されていると思われてきた」ゆえに「この段階では当然ながら『自然法』と『自然法則』とは同じものと考えられていた」と述べ、「この両者が現在の私たちの用語法に見られるように明確に分化するのは、いわゆる近代科学の成立以降のことである」との歴史的な理由を指摘する (中埜「自然と理念」38-39頁)。

21) W. R. F. Browning, ed., “nature, law of,” *ODB*, 265. 例として、人間の命の尊厳の支持が挙げられている。

22) C. S. Evans, “natural law,” *Dictionary of Apologetics*, 78.

23) ミレトスの初期自然学者アナクシマンドロスの言葉において既に、「世界の存在事物を統べる一つの秩序」が、「正義と不正という宇宙を統べる倫理的秩序として理解されている」(加藤『哲学史』34-35頁)。

24) Weinfeld, *Deuteronomy*, 276.

徳・社会正義を意味するこの「神をおそれる」の概念は、ヘブライ語聖書においては、例えば、非人道的行為を行ったアマレク人（異邦人）について、彼らが「神を畏れることがなかった」（申25:18）と述べている箇所などに見ることができる²⁵⁾。つまり「神をおそれる」は、イスラエル民族に限定されない、元来普遍的な道徳に関する概念だということである。また知恵の伝統における「主を畏れることは知恵（חכמה）／知識（דעת）の初め」（詩111:10；箴1:7；9:10）との格言には、明らかに、人間の知恵はその道徳的振る舞いにあるとの主張が込められていると指摘される²⁶⁾。

2.3 道徳的穢れと異邦人

J. Klawans のヘブライ語聖書における穢れの分類によると、しばしば感染性の穢れとなる「儀礼的穢れ」に対し、「道徳的穢れ」には接触感染が伴わないこと、また「道徳的穢れ」が結果として、イスラエルの土地の降格につながる事が指摘される²⁷⁾。C. E. Hayes は Klawans の指摘に基づきつつ、異邦人にはレビ記12-15章の儀礼的聖の法の順守義務がなかった²⁸⁾一方で、道徳的穢れについてはイスラエル人同様に異邦人もその対象であり、道徳的穢れが「神聖法集」の中心テーマであると指摘する²⁹⁾。古代イスラエルの「穢れ」理解においても、民族を超えて普遍的に適用される道徳律の視点があることが窺われる。

Klawans の分類では接触感染を伴わないはずの「道徳的穢れ」が、なぜイスラエルの土地を穢すことになるのかとの疑問に対しては、レビ記18章のテキストが考察の鍵となる可能性がある³⁰⁾。レビ記18章は、約束の地に定住しようとする古代イスラエルに対し、異民族の風習や掟に従ってはならず、主の法と掟とに従って歩むようにと勧告し（レビ18:2-5）、道徳的穢れに関する行為への言及の後、先の国民の行為によって地が汚れ、その国民をその地が吐き出したことを語る（レビ18:24-25, 27-28）。そしてイスラエルの民に対して、「あなたがたがその地を汚して、その地があなたがたを吐き出すことのないようにしなさい」（レビ18:28）と述べ、「イスラエル人（別訳；この地に生まれた者）」も「あなたがたのもとにとどまっている寄留者」も、道徳的穢れを避け、主の掟と法とを守るべきこと（レビ18:26）が記されている³¹⁾。Hayes は、異邦人の穢れについての議論において、寄留者についての記述も同等に根拠としているが、

25) Weinfeld, *Deuteronomy*, 274-275参照。

26) そこには、人間の知性は、創造の神秘を理解することも宇宙的知識を獲得すること（= *Natureweisheit*）もできず、人が望みうる唯一の知恵は人間の事柄に属する知恵（*Lebensweisheit*）である、との認識があったと言われる（Weinfeld, *Deuteronomy*, 258。詳細は、大澤「神をおそれる」77-78頁を参照）。この認識と宇宙的知識への態度に、古代ギリシアの *φύσις* 探究との根本的違いを見ることができよう。

27) Klawans, *Impurity and Sin*, 26。ただし「儀礼的穢れ」と「道徳的穢れ」の間には、意味範疇の重なりがある。詳細は、大澤「捕囚と穢れ」を参照。

28) Hayes, 19-20。

29) Hayes, 23。

30) 詳細は、大澤「地（ארץ）」を参照。

31) C. Nihan は、レビ18:24-30の勧告が、主の掟と法の遵守を土地の清浄と結びつけていることを指摘する（Nihan, "Forms and Functions," 339）。

「寄留者」が元来誰を指したのかということについては、注意が必要であるかもしれない³²⁾。ただし少なくとも後のユダヤ教では、寄留者(גר / גרים)は異邦人として扱われている³³⁾。

主の掟と法に従わず、罪によって土地を汚した居住者を「吐き出す」、レビ記18章の擬人化されたイスラエルの地については、祭司と聖所の聖性を、神の戒めに従うことで達成される一般のイスラエルの民とイスラエルの地の聖性に拡張する「神聖法集」の視点が指摘されている³⁴⁾。このテキストがイスラエルの神ヤハウエの掟とその嗣業の民と土地との関係を述べているという点で、それは先に見たエレミヤ書5章22-23節のような、自然界の宇宙的秩序に神の支配と秩序を重ねるテキストとは別種のものであるだろう。しかしレビ記18章で、イスラエルの神ヤハウエの掟の遵守が、少なくとも後には異邦人と解釈された寄留者にも求められている点、そして古代イスラエルよりも先住の異民族もまた、その道徳的穢れと罪ゆえに、イスラエルの土地によって「吐き出された」と述べられている点に、自然界および普遍的道德律の視点との接続点を見ることができるのではないだろうか³⁵⁾。

3. 第二神殿時代ユダヤ教における自然／創造

3.1 創造主信仰と「自然」

既に見た古代イスラエルの預言者の言葉などには、自然界の秩序に重ねながら道徳的糾弾がなされる点などに、いわゆる「自然法」的視点が確認された。しかし「自然」という語が、φύσις 概念と共に特定の世界観と結びついた語であることを考えると、古代イスラエルの文書について「自然法」という名称を使うこと自体、根本的矛盾を含んでいると言うべきかもしれない。Bockmuehl は、ヘブライ語聖書も聖書以後のユダヤ教文献も、神自身の権威と別個の自然界における道徳的権威を考慮に入れておらず、その意味で「厳密に言えば、第二神殿時代ユダヤ教には『自然』法は存在しない」と述べる³⁶⁾。

φύσις 概念がユダヤ人の信仰的世界観の中で新たに位置づけられていることを、例えば第四マカバイ書5章の用例に明確に見ることができるだろう。シリア王アンティオコスによるユダヤ人迫害の場面で、偶像に献げられた豚肉を老エレアザルに食べさせようとするアンティオコスの説得は、「いったい自然が(φύσεως) 恵んでくれているこの動物のすばらしい肉をどうしてそんなに食べたがらないのか。……自然の(φύσεως) 恵みを退けるのは義しいことでもない」(8-9節)³⁷⁾ という点と、13節の王の言葉から窺える「やむをえざる強制力に無理に抵抗せず、

32) 魯恩碩は三大法典(「契約の書」「申命記法典」「神聖法典」)の寄留者(גרים / גר)の背後に、バビロン捕囚からの帰還民を想定している(魯「相互的影響関係」252-256頁)。

33) ラビ・ユダヤ教の伝統で、すべての人間に聖書が命じている最低限の道徳的義務とされる「ノア律法」を受け入れた非ユダヤ人は「ゲル・トシャブ」(「居留外国人」あるいは「半改宗者」とされた(S. S. Schwarzschild, “Noachide Laws,” *EncJud* [2nd.] 15:284-285)。

34) Stackert, “The Sabbath,” 247.

35) レビ26:3-4は「私の掟に従って歩み、戒めを守り行うなら、私は季節に応じて雨を降らせる。大地は実りをもたらし、野の木は実を結ぶ」と述べ、主の掟と戒めの遵守と、自然界の秩序を結びつけている。

36) Bockmuehl, “Natural Law,” 43.

37) 土岐訳参照(以下同様)。

運命的必然に従え、という、いずれも極めてストア的な二点に基づいてなされている」ことが指摘される³⁸⁾。王の言葉に対するエレアザルの反論は、「ストア哲学の言う運命（自然の定め）……とは律法にはかならない」という終始ストア哲学枠内の議論として行われる³⁹⁾。ストア哲学の言葉で語られていても、そこでの φύσις はもはやストア哲学の世界観において語られているのではないことが明らかである。そして、φύσις をユダヤ人の信仰的世界観の中で捉える視点が25節のエレアザルの言葉に明示されている。

したがってわれわれは穢れた肉を食べることはない。それは神がこの律法を定めたもうたことを信じ、律法を定めたもうた世界の創造者はわれわれに対して自然に即して（κατὰ φύσιν）憐みを加えたもうことを知っているからである。（第四マカバイ書5章25節）

ここにあるのは、ユダヤ人に律法を与えた神が「世界の創造者」であると明言されており、それゆえに、ユダヤ人が律法を遵守することは、「自然に即して生きる」ことと矛盾しないとの論法である⁴⁰⁾。

3.2 第二神殿時代における一神教的神観と創造主信仰

古代イスラエルの神観が、歴史の変遷の中で「拝一神教」から「唯一神教」へと変化したことは、多くの研究者が指摘するところである⁴¹⁾。例えば、十戒の第一戒の「あなたには、私をおいてほかに神々があってはならない」（出20:3）は、「あなたには」すなわちイスラエルには、主ヤハウエ以外に他の神々があってはならないということを言ったものであって、「他の民や部族には他の神々が存在することを当然のこととし」ている「拝一神教」を前提としている⁴²⁾。そのようなイスラエルの民族神としての神観念から、国の滅亡の危機の時代になると、預言者たちによってその言葉が語られた神は、「その意志の実現のために他の民族を道具として自在に操ることができる」世界神として普遍性を持つ主ヤハウエという神観へと変化した⁴³⁾。

そして、明確に狭義の一神教、主ヤハウエの他に神は存在しない、との唯一神教的な神観が成立したのは、バビロン捕囚末期に活動を始めた預言者「第二イザヤ」においてであったと言われる⁴⁴⁾。

38) 「これは著者およびその聴衆の弁証論的な観点を示すものとして、興味深い」（『第四マカベア書』〔土岐訳〕311頁、注〔5〕）。

39) 「第四マカベア書」（土岐訳）311頁、注〔6〕。Bockmuehlもまた、第四マカバイ書の著者が律法をそれたところに「自然」を定義することに抵抗していることを指摘する（Bockmuehl, “Natural Law,” 31-32）。

40) 25節のエレアザルの言葉から、ストア的賢者の理想としての「自然に即して生きる」ことが「宇宙的理法と一体となる」ことであることを前提とし、第四マカバイ書の著者が、そのストア的理想が「律法に従って生きる」ことで達成されると考えていることが指摘される（『第四マカベア書』〔土岐訳〕312頁、注〔13〕）。

41) 月本『唯一神教』160-166頁、関根『思想』141-155頁、『哲学』79-82頁、山我『一神教』143-360頁等参照。

42) 樋口『預言者』243頁。

43) 樋口『預言者』244頁。

44) 月本『唯一神教』165頁、山我『一神教』340-360頁、樋口『預言者』244-246頁等参照。

私は主、ほかにはいない。
私のほかに神はいない。
…
私のほかは無に等しい
私は主、ほかにはいない。
光を造り、闇を創造し
平和を造り、災いを創造する者。
私は主、これらすべてを造る者である。

(イザヤ書45章5-7節)⁴⁵⁾

そして、この箇所からもよく窺えるように、イスラエルの神ヤハウエを「唯一の神」と主張する第二イザヤは、神ヤハウエが「創造者」だと語る。「創造する」という動詞 בָּרָא の用例を見ても、その用例が圧倒的に第二イザヤによることが明らかである⁴⁶⁾。第二イザヤがイスラエルの神ヤハウエを創造者として主張した理由としては、捕囚先のバビロンの神々との対決が第二イザヤの使命として自覚された可能性が指摘されている⁴⁷⁾。

そして神ヤハウエが「唯一の神」であり「創造神」であることを語る上記イザヤ書の言葉にさらに、以下の言葉が続く。

天よ、上から水を滴らせよ。
雲よ、義を降らせよ。
地よ、開いて、救いを実らせよ。
正義を (דִּקְקָה) 共に芽生えさせよ。
私は主、私がこれを創造した。

(イザヤ書45章8節)

この箇所は、既に2.1において、自然界の秩序に重ねながら道徳的糾弾がなされている箇所として見た箇所でもある⁴⁸⁾。しかしここに来て、それが語られている世界観自体の違いを見るのである。すなわち、神ヤハウエが「唯一の神」であり「創造神」であるがゆえに、「自然界」は「神の被造物」として捉えられている。この世界観のもとで、自然 (φύσις) 的世界観の場合には普遍的な宇宙的秩序・道徳的秩序として看取された「法 (則)」が、今や、神の掟・法

45) 他イザ43:10-12; 44:6-8; 45:14, 18, 21-22; 46:9 (山我『一神教』340頁参照)。

46) イザ40:26, 28; 41:20; 42:5; 43:1, 7, 15; 45:7 (2回), 8, 12, 18 (2回); 48:7; 54:16 (2回)。第二イザヤ書以外の預言書での用例は少なく、しかもその多くは「天地万物の創造を表わすものでない」(樋口『預言者』238頁)。

47) 樋口『預言者』238-239頁。バビロニアの新年祭で朗読された、バビロンの神マルドゥクによる世界創造を語る『エヌマ・エリシュ』にみられる創造神話がイザ51:9に反映されつつ、その創造の業を行ったのはヤハウエであると語っている点が指摘される(樋口『預言者』239-240頁)。Naddafは初期自然学と同様の視点を『エヌマ・エリシュ』やヘシオドスの『神統記』のような宇宙生成神話にも指摘し、そのような神話の目的が、「現在の」社会と自然の秩序を説明し、これらの秩序が維持されることを保証することであると指摘する(Naddaf, *Greek Concept*, 1-4)。

48) 注12参照。

と接続する認識的地平がひらかれていることを見るであろう。

3.3 異邦人受容の基盤

上述の地平の延長線上で、第二神殿時代ユダヤ文学が自然法議論との対話において、神の創造による自然界／被造物世界の秩序が、神の律法にそっているとの認識を展開していることが窺える⁴⁹⁾。

Bockmuehl は、捕囚後時代ユダヤ教の律法（トーラー）への敬虔さを表現している詩編として詩編19編に言及する。詩編19編は、「天は神の栄光を語り／大空は御手の業を告げる」（2節）で始まる2-7節で、被造物を通して示される神の業を語り、そして続く8節以降で「主の律法の完全」さを語る。Bockmuehl は、この詩編が、創造と律法（トーラー）を並置することによって、ヘレニズム期のユダヤ人作家たちに、律法（トーラー）が自然と完全に調和する法であるとの視点への道筋を用意したと述べる⁵⁰⁾。

詩編19編は、第1ダビデ詩編（詩3-41）における第2の小詩集（詩15-24）の中心に置かれている詩編であり、飯謙は第1ダビデ詩編が、前2-後1世紀に「脱神殿」の立場から編纂されていると指摘する⁵¹⁾。そして神殿への入場資格への関心に枠づけられた⁵²⁾詩編15-24編の小詩集に、自己の能力による義ではなく神から与えられる義への認識によって、神殿の伝統的教義に距離をおく精神の台頭を示唆する⁵³⁾。この文脈において小詩集の中心に位置づけられた19編では、2-7節の「被造物による証の業」が、8-11節の一般に「律法賛歌」と呼ばれる部分における多面的な語りを介して、12-15節における「神に依り頼む者とされる」詩人の姿に結晶化されていることが指摘される⁵⁴⁾。そして詩編16-17編において異邦人改宗者の視点を含むこの小詩集⁵⁵⁾は、第1ダビデ詩編が持つ、ユダヤ教内での周縁に追いやられた者や共同体から排除される人々への「連帯の眼差し」、「異質なものを切り捨てはしない」姿勢に連なっていると分析されている⁵⁶⁾。

このような視点によって編纂された詩編の配列において、詩編19編における自然界／被造物の姿が、神による普遍的受容のメッセージを持って読まれたということに、蓋然性を認めることができるのではないだろうか⁵⁷⁾。

そしてこのような普遍的受容のメッセージ、全被造物に及ぶ創造主の業と神の法を重ねる視

49) 「アリストテラスの手紙」143: 161-166、「ナフタリの遺訓」3:2-5等（Bockmuehl, “Natural Law,” 33-34参照）。

50) Bockmuehl, “Natural Law,” 27-28.

51) 飯『旧約詩編』215頁。飯『詩編をよむために』9-38頁をも参照。

52) 飯『旧約詩編』130頁。

53) 飯『旧約詩編』102-103、131頁。

54) 飯『旧約詩編』265、271頁。

55) 飯『旧約詩編』105-111頁。

56) 飯『旧約詩編』224-226頁。

57) また詩編33編についても飯は、死海写本断片との比較から、前2世紀中頃まで（1-12節）、紀元前後（13-18節）、後1世紀（19-22節）の編集段階を想定し、創造信仰を中心に起きつつも民族的関心で枠づけられていた原作品（1-12節）に対して、増補部には「普遍的な地平を目指す人々の意識が反映している」と分析している（飯『旧約詩編』273-287頁）。

点は、初期キリスト教のアイデンティティ形成および他者（異邦人）受容にも重大な影響を与えたことが考えられるのである⁵⁸⁾。

4. まとめと展望

本稿では、ヘブライ語聖書および第二神殿時代ユダヤ教文書において確認される人間と自然界との対比的描写の背後に、知覚可能な現象を通して自然本性（φύσις）を探究する視点との共通点を確認しつつ、宇宙的・普遍的秩序と道徳的秩序を重ねる認識との関連について考察を行った。知恵の伝統における「神をおそれる」の概念や古代イスラエルにおける「道徳的穢れ」概念の考察を踏まえて、それらの概念が異邦人をも対象とする普遍的概念であることを確認した。ただし、ヘブライ語聖書および第二神殿時代ユダヤ教文書においては、その普遍性の認識は、「唯一神」「創造神」である神認識のもとで、全被造物の背後にある秩序に神の統治を重ねる視点となっていることを見た。

「唯一神」としてのイスラエルの神観を確立した預言者「第二イザヤ」について、そこから「新しい信仰の可能性」すなわち「イスラエルだけでなく、異邦人もこの唯一の神に帰依することによって救いにあずかる」可能性が萌芽的に開けたことが指摘される⁵⁹⁾。唯一神・創造主信仰にもとづく宇宙的秩序と神の法の接続も、その新しい可能性の開けの背後にあった認識的展開の一つと見るができるだろう。そしてこの認識が、第二神殿時代ユダヤ教から分岐して成立したキリスト教においても、異邦人受容の基盤となった可能性がある⁶⁰⁾。本稿での考察をもとに、初期キリスト教における他者受容の内的構造の分析を今後の課題としたい。

【主要参考文献】

（テキスト）

「第四マカベア書」（土岐健治訳）『聖書外典偽典第三巻 旧約偽典 I』教文館、1975年、89-139頁（注：302-325頁）。

（辞書・注解書）

Brown, C. “Natural Theology.” Page 452 in *New Dictionary of Theology*. Edited by Sinclair B. Ferguson and David F. Wright. Leicester: Inter-Varsity Press, 1988.

Browning, W. R. F., ed. “nature, law of.” Page 265 in *Oxford Dictionary of the Bible: Second Edition (ODB)*. Oxford: Oxford University Press, 2009.

Evans, C. Stephen. “natural law.” Page 78 in *Pocket Dictionary of Apologetics and Philosophy of Religion*. Illinois: IVP Academic, 2002.

Holland, H. Scott. “Justinus (2) Martyr.” Pages 617-635 in *A Dictionary of Early Christian Biography*. Edited by

58) 創造の基盤としてのキリスト（一コリ 8:6; コロ 1:15-20; ヘブ 1:2f; ヨハ 1:1ff）、自然法的視点（？）（使 17:16-34; 14:15-17; ロマ 1:20; 2:14-15）、被造物へのまなざし（マタ 5:45; ロマ 8:19-22）、創造主への信頼（ルカ 12:6 並行; 22-31 並行）、「新しい創造」（ガラ 6:15; 一コリ 15:35-58; 二コリ 5:17）等（Vollenweider, “Wahrnehmungen,” 247-253 参照）。

59) 山我『一神教』355頁（傍点原著）。月本「唯一神教」166-169頁をも参照。

60) ガラ 5:14 等。注 58 も参照。J. メスナーは、神への愛と隣人愛とが同様に重要であることを述べるマタ 22:39 を示しつつ、「自然法的倫理原則の掟でありキリスト教的原則の掟でもあるこの二つの最高の掟の結合は、隣人愛の他の表現でありキリスト教起源の表現でもある『兄弟愛』 Brudertum が、共通の父がいて父として認識される時にのみ意味深く社会的意義を獲得しうることを、示している」と述べる（メスナー『自然法』495-496頁）。

- Henry Wace and William C. Piercy. Peabody: Hendrickson Publishers, 1999.
- Nickelsburg, George W. E., *1 Enoch 1: A Commentary on the Book of 1 Enoch, Chapters 1-36; 81-108*. Hermeneia: A Critical and Historical Commentary on the Bible. Edited by Klaus Baltzer. Minneapolis: Fortress, 2001.
- Schwarzschild, Steven S. "Noachide Laws." Pages 284-285 in vol. 15 of *Encyclopaedia Judaica [EncJud]*, 2nd ed. Edited by Fred Skolnik et al. 22 vols. Detroit: Thomson Gale, 2007.

(研究書・研究論文)

- Barr, James. *Biblical Faith and Natural Theology: The Gifford Lectures for 1991, Delivered in the University of Edinburgh*. Oxford: Clarendon Press, 1993.
- Bockmuehl, Markus. "Natural Law in Second Temple Judaism." *Vetus Testamentum*. Vol. 45. 2 (1995): 17-44.
- Brunner, Emil, and Karl Barth. *Natural Theology*. Eugene: Wipf & Stock Pub, 2002.
- Hayes, Christine E. *Gentile Impurities and Jewish Identities: Intermarriage and Conversion from the Bible to the Talmud*. New York: Oxford University Press, 2002.
- Klawans, Jonathan. *Impurity and Sin in Ancient Judaism*. Oxford University Press, 2004.
- Naddaf, Gerard. *The Greek Concept of Nature*. Albany: State University of New York Press, 2005.
- Nihan, Christophe. "Forms and Functions of Purity in Leviticus." Pages 311-367 in *Purity and the Forming of Religious Traditions in the Ancient Mediterranean World and Ancient Judaism*. Edited by Christian Frevel and Christophe Nihan. Leiden: Brill, 2013.
- Stackert, Jeffrey. "The Sabbath of the Land in the Holiness Legislation: Combining Priestly and Non-Priestly Perspectives." *CBQ*. Vol. 73. 2 (2011): 239-250.
- Vollenweider, Samuel. "Wahrnehmungen der Schöpfung im Neuen Testament." *Zeitschrift für Pädagogik und Theologie*. Vol. 55 (2003): 246-253.
- Weinfeld, Moshe. *Deuteronomy and the Deuteronomical School*, Indiana: Eisenbrauns, 1992.
- 飯謙『旧約詩編の文献学的研究—第1 ダビデ詩編を中心として』新教出版社、2006年。
- 飯謙『聖書協会共同訳 詩編をよむために』第一章、日本聖書協会、2021年、9-38頁。
- 上村静『宗教の倒錯—ユダヤ教・イエス・キリスト教』岩波書店、2008年。
- 加藤信朗『ギリシア哲学史』東京大学出版会、2013年。
- 関根清三『旧約聖書の思想—24の断章』講談社、2005年。
- 関根清三『旧約聖書と哲学—現代の問いのなかの一神教』岩波書店、2008年。
- 谷隆一郎「東方教父における自然本性と超越—ニュッサのグレゴリオスを中心として—」『自然法における存在と当為』創文社、1996年、3-58頁。
- 月本昭男「古代イスラエル唯一神教の成立とその特質」『宗教と寛容：異宗教・異文化間の対話に向けて』大明堂、1993年、147-171頁。
- 中埜肇「自然と理念—自然法批判の試み—」『自然法と実践知』創文社、1994年、33-56頁。
- 樋口進『古代イスラエル預言者の特質—伝承史的・社会史的研究』新教出版社、2013年。
- マクグラス, A. E.『「自然」を神学する—キリスト教自然神学の新展開』(芦名定道・杉岡良彦・濱崎雅孝訳) 教文館、2011年。
- メスナー, ヨハネス『自然法—社会・国家・経済の倫理』(水波朗・栗城壽夫・野尻武敏訳) 創文社、1995年。
- 山我哲雄『一神教の起源—旧約聖書の「神」はどこから来たのか』筑摩書房、2013年。
- 魯恩碩「『契約の書』、『申命記法典』、『神聖法典』の相互的影響関係とその時代背景」『人文科学研究』46巻、251-279頁。
- 大澤香「『神をおそれる』の受容の変遷：受容理論の聖書学的実践の試み」『基督教研究』78巻1号、2016年、73-86頁。
- 大澤香「ヘブライ語聖書における捕囚と穢れのメタファー」『神戸女学院大学論集』第67巻第1号、2020年、69-81頁。
- 大澤香「地 (ארץ) のイメージの所産と捕囚後イスラエルの自己理解」『関西学院大学キリスト教と文化研究』第22号、2021年、1-22頁。

(原稿受理日 2022年3月13日)